

# 犬の登録事項の変更等について

登録済みの飼犬について、以下の場合は変更届が必要です。  
変更届をしない場合はハガキが届きませんのでご注意ください。

## 1 住所や飼主が変わったとき

- ① 市内から市内へ  
生活衛生課または総合行政センターへ変更届をしてください。
- ② 市外から市内へ  
前の市町村で登録していた犬鑑札を持参のうえ、生活衛生課または総合行政センターへ変更届をしてください。
- ③ 市内から市外へ  
富山市での手続きは必要ありません。新しい居住先の市町村担当窓口へ変更届をしてください。

## 2 飼主の名前が変わったとき

生活衛生課または総合行政センターへ変更届をしてください。

## 3 犬は同じ場所にいるのだけれど・・・

飼犬は同じ場所にいるけれど、飼主の住所だけが変わった場合でも、飼主の変更届が必要になります。

- 例) ・登録していたお父さんが単身赴任でいなくなった場合。  
・登録していた娘さんが結婚して住まいが変わった場合。

## 4 飼犬が死亡したとき

飼犬が死亡したときは登録の抹消が必要となりますので、生活衛生課または総合行政センターへ連絡していただくか、又は死亡届を届出してください。

【お問い合わせ】

富山市保健所生活衛生課

076-428-1154